



契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報)

この保険契約のお申し込みをされる際には、この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」のほか、「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」の内容もあわせてご確認くださいませようお願いいたします。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、マニユライフ生命の変額年金カスタマーセンターへご連絡ください。

変額年金カスタマーセンター

TEL 0120-925-008

受付時間:月～金曜日 9時～17時(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。)

(お問い合わせ、ご照会は)
募集代理店

HSBC  PREMIER

香港上海銀行

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド

HSBCプレミア コールセンター

フリーダイヤル 0120-777-369 (24時間365日)

(引受保険会社に関するお問い合わせは)
引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社

本社/東京都調布市国領町4丁目34番地1 〒182-8621

変額年金カスタマーセンター/0120-925-008

受付時間/月～金曜日 9時～17時

(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。)

ホームページ/<http://www.manulife.co.jp/>

●「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約の申し込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みくださいますようお願いいたします。

「契約概要」・・・P1

「注意喚起情報」・・・P9

●「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」では、「指定代理請求特約(変額個人年金保険用)」、「遺族年金特約(変額個人年金保険用)」をそれぞれ「指定代理請求特約」、「遺族年金特約」と省略して記載します。また、「世界バランス50」をご選択いただいた場合は「ご契約のしおり/約款」等に記載されている「A型」を、「世界バランス75」をご選択いただいた場合は「B型」をご指定いただいたことになります。

募集代理店

HSBC  PREMIER

香港上海銀行

引受保険会社

 Manulife

契約概要

- 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。また、記載の支払事由や給付に関しての制限事項、資産運用に関する事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項、資産運用に関する事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については「注意喚起情報」「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。
- 毎年支払われる年金や年金の一括支払および移行後の全額払出時には、所得税・住民税等が課税されますが、「契約概要」ではその税額について考慮しておりません。目標値に到達した日の積立金額が受取総額とならない場合がありますのでご注意ください。
※税務上のお取り扱いについては、平成21年4月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

①引受保険会社について

- 引受保険会社
マニユライフ生命保険株式会社
本社/東京都調布市国領町4丁目34番地1 〒182-8621
ホームページ/<http://www.manulife.co.jp/>
- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・照会につきましては、マニユライフ生命保険株式会社（以下、「マニユライフ生命」といいます。）の変額年金カスタマーセンターへご連絡ください。
変額年金カスタマーセンター
電話/0120-925-008
受付時間/月～金曜日 9時～17時（祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。）

②保険商品の仕組み

- びっくり箱（変額個人年金保険（年金原資保証IV型））は、一時払保険料（契約初期費用を除く）を特別勘定で運用し、その運用実績によって年金額、解約返戻金額や死亡給付金額等が変動する生命保険（変額個人年金保険）です。

▲運用のリスクについて

この保険の資産は、特別勘定での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の年金額等の増減につながります。
このため、**株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額（一部解約した場合、解約返戻金額と年金額等お支払いする金額の合計額）が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**
その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、ご契約者に帰属します。

- 積立金額の目標値を設定することができます。目標値は、基本保険金額に対する積立金額の割合を表し、110%、120%、130%、140%および150%のいずれかよりお選びいただけます。契約日の1年経過後から、積立金額が目標値に到達した場合は運用成果を確保します。目標値を設定しないこともご選択できます。
- ご契約時に「世界バランス50」、「世界バランス75」のいずれかの特別勘定をご選択いただけます。
※お選びいただいた特別勘定をご契約後に変更することはできません（スイッチングはできません）。
- 運用期間（契約日から年金支払開始日前日までの期間）は10年です。ただし、積立金額が目標値に到達した場合は短縮されます。また、「世界バランス75」をご選択し、運用期間（10年）満了時の積立金額が基本保険金額を下回った場合、運用期間を3年間延長することができます。
- 「世界バランス50」をご選択の場合は基本保険金額の100%を、「世界バランス75」をご選択の場合は基本保険金額の90%を運用期間（10年）満了後の年金原資として最低保証します。なお、「世界バランス75」をご選択の場合で運用期間を3年間延長した際は、延長された運用期間満了後の年金原資として基本保険金額の100%を最低保証します。

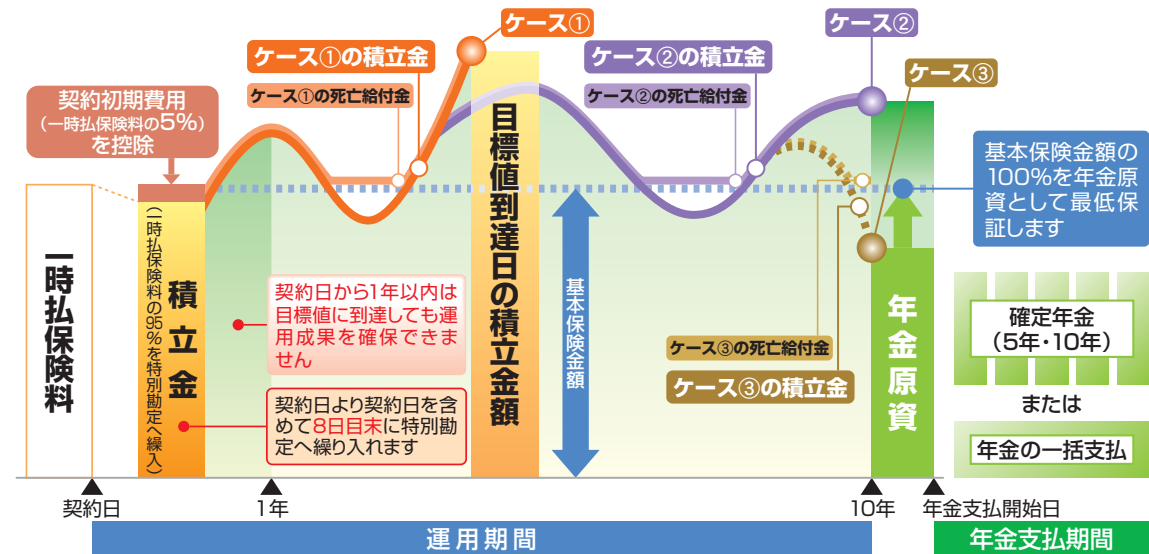
▲ご契約を解約した場合、解約返戻金には最低保証がありませんので、一時払保険料を下回ることがあります。

▲解約・一部解約がない場合、基本保険金額は一時払保険料と同額になります。一部解約した場合、基本保険金額は減額されます。

- 特別勘定から一般勘定へ自動移行した場合の年金額は、「年金支払開始日前日の責任準備金額」と契約日におけるマニユライフ生命の定める基礎率等（予定利率^(注)等）により計算されます。運用期間を満了した場合の年金額は、「年金支払開始日前日の積立金額」および「最低保証される年金原資の額」のいずれか大きい金額と契約日におけるマニユライフ生命の定める基礎率等（予定利率^(注)等）により計算されます。ご契約時には、将来お受け取りいただく年金額は定まっておりません。
（注）予定利率とは、年金額を計算する際に適用される利率をいいます。
- 運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の死亡給付金は、「世界バランス50」「世界バランス75」ともに基本保険金額の100%を最低保証します。

▲解約・一部解約がない場合、基本保険金額は一時払保険料と同額になります。一部解約した場合、基本保険金額は減額されます。

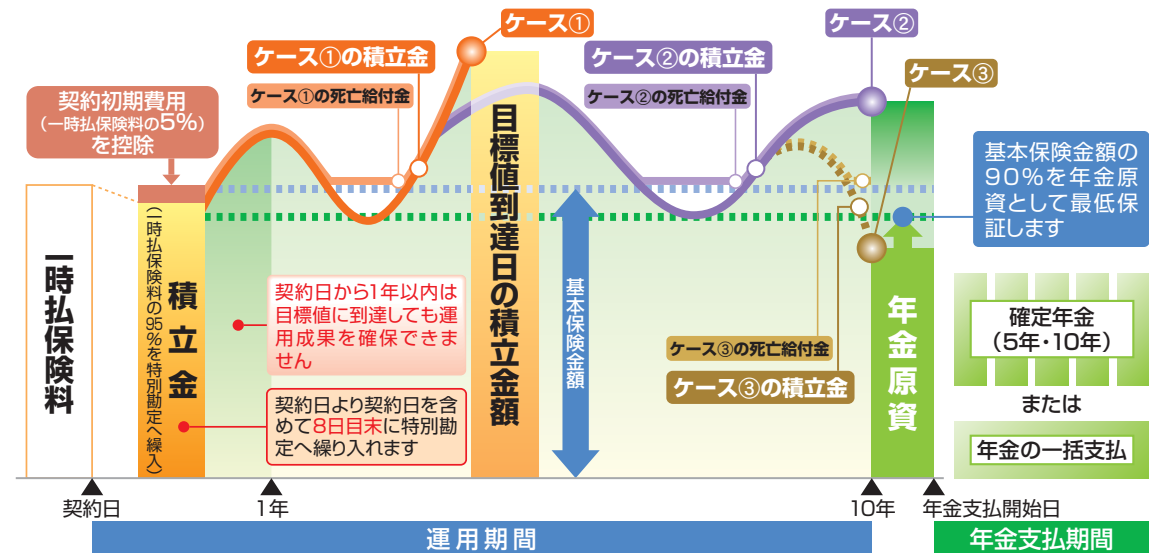
●「世界バランス50」をご選択いただいた場合のイメージ図



※上図は、積立金額が目標値に到達した場合および運用期間(10年)満了時の積立金額が基本保険金額を上回った場合と下回った場合の例です。将来の積立金額、死亡給付金額等を保証するものではありません。

※上図は、一部解約がなかった場合のものです。

●「世界バランス75」をご選択いただいた場合のイメージ図



※上図は、積立金額が目標値に到達した場合および運用期間(10年)満了時の積立金額が基本保険金額の90%を上回った場合と下回った場合の例です。将来の積立金額、死亡給付金額等を保証するものではありません。

※上図は、一部解約がなかった場合のものです。

ケース① 契約日の1年経過後から運用期間(10年)満了前に目標値に到達した場合 (郵送でお知らせします)

目標値に到達した日の積立金額を責任準備金額として特別勘定から一般勘定へ自動移行します*1。

移行日の翌月の移行日の月単位の応当日*2を年金支払開始日とします。

*1 目標値に到達した日の翌日が特別勘定から一般勘定へ自動移行する日(以下、この日を「移行日」といいます。)となります。

*2 応当日がない場合は、その月の末日とします。

※年金原資は年金支払開始日前日の責任準備金額となります。

※移行日以後、年金支払開始日前日までは、責任準備金を全額払い出すことができます。

**ケース② 運用期間(10年)満了時の積立金額が基本保険金額を上回った場合(世界バランス50)
運用期間(10年)満了時の積立金額が基本保険金額の90%を上回った場合(世界バランス75)**

年金支払開始日前日の積立金額を年金原資として、年金をお支払いします。

※年金支払開始日以後、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価を一括でお支払いすることができます。

**ケース③ 運用期間(10年)満了時の積立金額が基本保険金額を下回った場合(世界バランス50)
運用期間(10年)満了時の積立金額が基本保険金額の90%を下回った場合(世界バランス75)**

「世界バランス50」をご選択の場合は基本保険金額の100%を、「世界バランス75」をご選択の場合は基本保険金額の90%を年金原資として年金をお支払いします。

※年金支払開始日以後、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価を一括でお支払いすることができます。

※「世界バランス75」をご選択の場合で運用期間(10年)満了時の積立金額が基本保険金額を下回った際は、運用期間を3年間延長することができます。この場合、延長された運用期間満了後の年金原資として基本保険金額の100%を最低保証します。

③保障内容

●年金のお支払い

特別勘定から一般勘定へ自動移行した場合は「年金支払開始日前日の責任準備金額」を、運用期間を満了した場合は「年金支払開始日前日の積立金額」および「最低保証される年金原資の額」のいずれか大きい金額を年金原資として、年金をお支払いします。支払方法はつぎのいずれかをご選択できます。

確定年金	年金の一括支払
一定期間にわたって年金をお支払いします。年金支払期間は5年・10年のいずれかをご選択いただけます。	年金受取人のお申し出により、年金支払開始日以後、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価を一括でお支払いします。

※年金額が5万円未満となる場合、年金でのお支払いは行わず、年金支払開始日前日の責任準備金額(特別勘定から一般勘定へ自動移行した場合)または積立金額(運用期間を満了した場合)を一時金でご契約者にお支払いします。
※年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、年金額3,000万円を基準としてマニユライフ生命の定める基礎率等(予定利率*等)により計算された年金原資を超える部分については、当該部分を一時金で年金受取人にお支払いします。
*予定利率とは、年金額を計算する際に適用される利率をいいます。

●移行後の全額払出(目標値に到達した場合)

移行日以後、年金支払開始日前日までは、ご契約者のお申し出により責任準備金を全額払い出すことができます。移行後の全額払出をした場合には、ご契約は消滅します。

●被保険者が死亡した場合の保障内容

運用期間中	年金支払期間中
死亡給付金(つぎのいずれか大きい金額)をお支払いします。 ・死亡日の積立金額 ・死亡日の基本保険金額 ※遺族年金特約を付加した場合は、死亡給付金の全部または一部を年金でお支払いします。	つぎのいずれかをお選びいただけます。 ・死亡一時金(年金支払期間の残存期間に対する年金の現価)の支払 ・年金の継続支払

※特別勘定から一般勘定へ自動移行した場合で、移行日以後、年金支払開始日前に被保険者がお亡くなりになった際は、死亡日の責任準備金額を死亡給付金としてお支払いします。

※死亡給付金などの支払事由に該当し、死亡給付金などが支払われた場合には、ご契約は消滅します。

- ▲つぎのような場合には、たとえ支払事由が発生していても死亡給付金などをお支払いいたしません。
1. 責任開始日から3年以内の被保険者の自殺、被保険者の犯罪行為などの免責事由に該当した場合
 2. 保険契約者、被保険者、受取人が死亡給付金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致をしたときなど、重大な事由により保険契約が解除された場合
 3. 保険契約の締結に際して保険契約者または被保険者に詐欺の行為があり、保険契約が無効になった場合
 4. 保険契約締結の状況、保険契約成立後の死亡給付金などの請求状況などから判断して、保険契約者が死亡給付金などの不法取得目的で保険契約を締結されたものと認められ、保険契約が無効になった場合
 5. 告知していただいた内容が事実と相違したため、保険契約が解除された場合
- ※支払事由が発生する事象、ご請求手続、死亡給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

④引き受け条件

	条件
被保険者契約年齢	0～75歳（満年齢）
保険料のお取り扱い	1被保険者あたり200万円以上5億円以下（1円単位） ※マニュアル生命で投資型年金保険のご契約がある場合は、合算して5億円を超えることができません。
保険料の払込方法	一時払のみ
運用期間	10年 ※目標値に到達した場合は短縮されます。また、「世界バランス75」をご選択し、運用期間（10年）満了時の積立金額が基本保険金額を下回った場合、運用期間を3年間延長することができます。
年金支払開始年齢	10～85歳（満年齢） ※運用期間（10年）を満了した場合の年齢です。運用期間（10年）満了前に目標値に到達した場合、および「世界バランス75」で運用期間を延長した場合は異なります。
年金支払期間	5年・10年
保険期間	【年金支払期間が5年の場合】 15年 【年金支払期間が10年の場合】 20年 ※運用期間（10年）および年金支払期間を満了した場合の期間です。運用期間（10年）満了前に目標値に到達した場合、および「世界バランス75」で運用期間を延長した場合は異なります。
年金受取人	契約者または被保険者
告知について	申込時に書面で職業等について正しくお知らせください。
保障の責任開始日	マニュアル生命がご契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料のお払い込みと告知がともに完了した日を責任開始の日（契約日）とします。
クーリング・オフ	クーリング・オフ（お申し込みの撤回・保険契約の解除）制度の対象です。 お申し込み後、ご納得がいけない場合、お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、マニュアル生命への書面（封書）により保険契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。この場合にはお申し込みいただいた金額を全額お返しします。

基本保険金額（一時払保険料）・特別勘定・年金支払期間等、ご契約の具体的な内容については、「申込書」に記入していただきますので、お申し込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にてご契約内容を必ずご確認ください。

⑤特約について

この商品には以下の特約を付加することができます。

- 指定代理請求特約
年金受取人が被保険者の場合で、年金受取人が傷害または疾病により、年金を請求する意思表示ができない等の事情により年金を請求できないときに、あらかじめご指定いただいた指定代理請求人が、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。
年金支払開始日前はご契約者の、年金支払開始日以後は年金受取人のお申し出により付加できます。この特約を付加する場合、つぎの方のうちお1人を指定代理請求人としてご指定いただきます。
 - ・被保険者の戸籍上の配偶者
 - ・被保険者と同居し、または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - ・被保険者の直系血族※指定代理請求人は、年金の請求時においても、上記のいずれかに該当することが必要です。
※ご契約者が法人の場合、付加することはできません。
- 新後継年金受取人指定特約
年金支払開始日以後に年金受取人がお亡くなりになった場合、あらかじめご指定いただいた後継年金受取人を新たな年金受取人として、その後の年金をお支払いします。
年金支払開始日前はご契約者の、年金支払開始日以後は年金受取人のお申し出により付加できます。
年金受取人が被保険者の場合、年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになった際のお支払いは、後継年金受取人につぎのいずれかをご選択いただきます。
 - ・死亡一時金（年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価）
 - ・年金の継続支払

- 遺族年金特約
運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金の全部または一部を年金基金として、死亡給付金受取人に年金をお支払いします。
被保険者生存時にご契約者の、被保険者がお亡くなりになった後（死亡給付金をお支払いする前）は死亡給付金受取人のお申し出により付加できます。死亡給付金をお支払いした後に付加することはできません。
年金種類は確定年金（5年・10年・15年・20年・25年・30年）です。
※遺族年金の年金額は、年金基金の金額に基づき、年金基金の設定時におけるマニュアル生命の定める基礎率等（予定利率^(注)等）により計算されます。ご契約時には、将来お受け取りいただく年金額は定まっておりません。
※遺族年金の年金額が5万円未満となる場合、遺族年金のお取り扱いはできません。
※遺族年金の年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、年金額3,000万円を基準としてマニュアル生命の定める基礎率等（予定利率^(注)等）により計算された年金基金を超える部分については、当該部分を一時金で遺族年金の年金受取人にお支払いします。
(注) 予定利率とは、年金額を計算する際に適用される利率をいいます。

⑥配当金に関する事項

配当金はありません。ただし、遺族年金の年金支払期間中は5年ごとに利差配当*を行います。
*年金基金についてはマニュアル生命が運用を行い、その運用成果（利差）により剰余金が生じた場合、配当金をお支払いします。ただし、運用実績によっては配当金がない場合があります。

⑦解約返戻金に関する事項

- 年金支払開始日前（特別勘定から一般勘定へ自動移行した場合は移行日前）まで、ご契約を解約・一部解約*することができます。解約・一部解約した場合、解約返戻金をお支払いします。なお、ご契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
*一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合、一部解約はできません。
- 解約計算基準日（マニュアル生命の本社が解約のご請求を受け付けた日の翌営業日）が特別勘定への繰入日前である場合、解約返戻金額は、解約計算基準日の基本保険金額と同額になります。
- 特別勘定への繰入日以後、解約返戻金額は解約計算基準日における積立金額です。

▲特別勘定への繰入日以後、解約返戻金は特別勘定の運用実績によって毎日変動（増減）します。解約返戻金には最低保証がありませんので、一時払保険料を下回ることがあります。
▲ご契約を一部解約した場合、積立金額および基本保険金額は減額され、その割合に応じて最低保証される年金原資および死亡給付金の額も減額されます。

⑧特別勘定について

- 特別勘定への繰り入れ
 契約日より契約日を含めて**8日目末**に、一時払保険料の5%を契約初期費用として一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。
- 特別勘定の種類と運用方針

特別勘定名		世界バランス50	世界バランス75	
特別勘定の運用方針		主として日本株式、日本債券、外国株式および外国債券に分散投資します。各資産への投資は、それらの資産に投資を行う投資信託を通じて行います。高い長期資産価値の増加を見込み、資産価値増加の可能性の大きい資産に効率的に国際分散投資します。	主として日本株式、日本債券、外国株式および外国債券に分散投資します。各資産への投資は、それらの資産に投資を行う投資信託を通じて行います。高い長期資産価値の増加を見込み、資産価値増加の可能性の大きい資産により多く効率的に国際分散投資します。	
主な投資対象となる投資信託	投資信託名	三菱UFJバランスファンドVA 50型 (適格機関投資家限定)	三菱UFJバランスファンドVA 75型 (適格機関投資家限定)	
	運用方針	国際分散投資によりリスクの低減を図りながら、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。 ご参考:各資産の運用の特色		
		日本株式	東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。	
		外国株式(ヘッジあり)	MSCIコクサイ インデックス(円ヘッジ・円ベース)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。	
日本債券		NOMURA-BPI総合インデックスの動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。		
外国債券(ヘッジあり)*1	シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)を中長期的に上回る投資成果をめざして運用を行います。			
外国債券(ヘッジなし)	シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。為替ヘッジは原則として行いません。			
		※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。		
	運用会社	三菱UFJ投信株式会社		
費用	保険関係費	特別勘定の資産総額に対して、年率2.55%を乗じた金額		
	運用関係費	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対して、つぎの年率を乗じた金額(信託報酬*2)		
		年率0.294% (税抜:年率0.28%)	年率0.378% (税抜:年率0.36%)	

*1 「世界バランス50」をご選択いただいた場合のみ
 *2 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。
 ※特別勘定の運用方針および主な投資対象となる投資信託は、今後変更することがあります。

⚠ご契約時にご選択いただいた「世界バランス50」と「世界バランス75」をご契約後に変更することはできません(スイッチングできません)。

- 特別勘定資産の評価方法
 特別勘定資産の評価は毎日行い、積立金の増減に反映させます。特別勘定資産の評価方法はつぎのとおりとします。ただし、この評価方法は将来関係法令、会計慣行の変更等により変更することがあります。
 - ・有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準ずる扱いが適当とされる資産は、時価評価します。
 - ・上記以外の資産については、原価法によるものとします。
 ※為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、評価差額を損益に計上します。

この「契約概要」に記載の資産運用に関する事項は概要を示しています。資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。

⑨諸費用について

ご負担いただく費用はつぎのとおりです。
 本商品にかかる費用の合計額は、下記、契約初期費用、保険関係費、運用関係費および年金管理費の合計額となります。

《ご契約時にご負担いただく費用》

- 一時払保険料からつぎの費用を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。

項目	目的	費用	時期
契約初期費用	保険契約の締結などに必要な費用	一時払保険料に5%を乗じた金額	特別勘定への繰り入れの際に一時払保険料から控除します。

《特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用》

- 特別勘定での運用期間中は、毎日、つぎの費用を積立金から控除します。

項目	目的	費用	時期
保険関係費	死亡給付金、年金原資の最低保証のための費用、保険契約の締結・維持などに必要な費用	詳しい内容については、下表をご覧ください。	下表の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。
運用関係費	特別勘定の運用にかかわる費用 ※特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬*などが含まれます。	特別勘定ごとに異なります。詳しい内容については、下表をご覧ください。	下表の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。

特別勘定ごとの保険関係費、運用関係費

保険契約の型	「A型」	「B型」
特別勘定名	世界バランス50	世界バランス75
保険関係費	特別勘定の資産総額に対して年率2.55%を乗じた金額	
運用関係費	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対して、つぎの年率を乗じた金額(信託報酬*)	
	年率0.294%(税抜:0.28%)	年率0.378%(税抜:0.36%)

* 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。
 ※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

《その他の費用》

- 年金支払期間中、ご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
年金管理費	年金支払いの管理にかかる費用	年金額(年額)に1%を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。

- 遺族年金特約を付加した保険契約に対して、遺族年金の年金支払開始日以後、ご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
年金管理費	遺族年金の年金支払いの管理にかかる費用	遺族年金の年金額(年額)に1%を乗じた金額	遺族年金の年金支払日に責任準備金から控除します。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」はご契約のお申し込みの際に特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険にかかる費用はつぎのとおりです

この保険にかかる費用の合計額は、下記、契約初期費用、保険関係費、運用関係費および年金管理費の合計額となります。

ご契約時にご負担いただく費用

- 一時払保険料からつぎの費用を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。

項目	目的	費用	時期
契約初期費用	保険契約の締結などに必要な費用	一時払保険料に5%を乗じた金額	特別勘定への繰り入れの際に一時払保険料から控除します。

特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

- つぎの費用を控除したうえでユニットプライスは計算されます。

項目	目的	費用	時期
保険関係費	死亡給付金、年金原資の最低保証のための費用、保険契約の締結・維持などに必要な費用	詳しい内容については、下表をご覧ください。	下表の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。
運用関係費	特別勘定の運用にかかわる費用 ※特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬*などが含まれます。	特別勘定ごとに異なります。詳しい内容については、下表をご覧ください。	下表の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。

◆特別勘定ごとの保険関係費、運用関係費

保険契約の型	「A型」	「B型」
特別勘定名	世界バランス50	世界バランス75
保険関係費	特別勘定の資産総額に対して年率2.55%を乗じた金額	
運用関係費	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対して、つぎの年率を乗じた金額(信託報酬*)	
	年率0.294%(税抜:0.28%)	年率0.378%(税抜:0.36%)

*運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。

◎運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

その他の費用

- 年金支払開始日以後、ご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
年金管理費	年金支払いの管理にかかる費用	年金額(年額)に1%を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。

- 遺族年金特約を付加した保険契約に対して、遺族年金の年金支払開始日以後、ご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
年金管理費	遺族年金の年金支払いの管理にかかる費用	遺族年金の年金額(年額)に1%を乗じた金額	遺族年金の年金支払日に責任準備金から控除します。

この保険には運用のリスクがあります

- この保険の資産は、特別勘定*での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の年金額等の増減につながります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額(一部解約した場合、解約返戻金額と年金額等お支払いする金額の合計額)が払込保険料を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。
*特別勘定とは、変額個人年金保険にかかわる資産の管理・運用を行う勘定のことをいい、他の保険種類とは区分し、独立した管理・運用を行います。
- この保険では、特別勘定に繰り入れた保険料(一時払保険料から契約初期費用を控除した金額)*1は、特別勘定に繰り入れた日から年金支払開始日の前日かつ移行日*2の前日まで、特別勘定において主に有価証券で運用されます。特別勘定は、1または2以上設定されており、それぞれ運用対象・運用方針の異なる資産運用を行っているため、その「収益性」や「安全性」が異なります。
*1保険料は、契約日から契約日を含めて8日月末に特別勘定に繰り入れられます。
*2「特別勘定からの自動移行」が行われる日をいいます。
- 特別勘定での資産運用の成果とリスクは、すべてご契約者に帰属します。特別勘定における資産運用実績がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、マニュアル生命または第三者(生命保険募集人等)がご契約者に対し何らかの補償・補填をすることはありません。

①保険契約のお申し込みの撤回

または保険契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)

- 生命保険契約は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分に内容をご検討くださるようお願いいたします。
- お申し込み後ご納得がいけない場合、お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、書面により保険契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といいますが、この場合にはお払い込みいただいた金額を全額お返しします。
- 次の場合には、お申し込みの撤回等のお取り扱いができません。
①ご契約者が法人のとき、または当該保険契約が営業もしくは事業のために締結する保険契約であるとき
②当該保険契約が債務の履行の担保のための保険契約であるとき

②ご職業などをありのままお知らせください(告知義務)

- ご契約にあたっては、現在の職業などについて、ありのままを正しく告知してください。
- 告知受領権はマニュアル生命が有しています。マニュアル生命の職員または生命保険募集人には告知受領権はなく、マニュアル生命の職員または生命保険募集人に口頭でお話されただけでは告知していただいたことになりませんので、ご注意ください。
- 告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことがあり、死亡給付金をお支払いできないことがあります。
- 保険契約を解除した場合には、解約返戻金があればその金額をご契約者にお支払いします。
- マニュアル生命の職員またはマニュアル生命で委任した者が、死亡給付金のご請求の際に保険契約のお申し込み内容や告知内容についてご確認にお伺いすることがあります。

③保障の責任開始期について

- マニライフ生命が保険契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料相当額のお払い込みと告知がともに完了した時にさかのぼり、保険契約上の責任を負います。この保険では、その日を契約日とします。
- 生命保険募集人は、お客様とマニライフ生命の保険契約の締結の媒介を行う者で、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険は、生命保険募集人のうち、社団法人生命保険協会において別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみ取り扱いを行うことができます。

④死亡給付金をお支払いできない場合

- つぎのような場合などには、たとえ支払事由が発生していても、死亡給付金などのお支払いをいたしません。
- 責任開始日から3年以内の被保険者の自殺、被保険者の犯罪行為などの免責事由に該当した場合
 - 保険契約者、被保険者、受取人が死亡給付金を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致をしたときなど、重大な事由により保険契約が解除された場合
 - 保険契約の締結に際して保険契約者または被保険者に詐欺の行為があり、保険契約が無効になった場合
 - 保険契約締結の状況、保険契約成立後の死亡給付金の請求状況などから判断して、保険契約者が死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的で保険契約を締結されたものと認められる場合
 - 告知していただいた内容が事実と相違したため、保険契約が解除された場合

⑤解約・一部解約

- 年金支払開始日前かつ移行日前であれば、いつでも解約または一部解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 解約返戻金額は、そのご請求をマニライフ生命の本社が受け付けした日の翌営業日(この日を「解約計算基準日」または「一部解約計算基準日」といいます。)の積立金額(一部解約の場合は、減額された積立金額)です。ただし、解約計算基準日または一部解約計算基準日は、年金支払開始日前かつ移行日前であることを要します。
- ◎解約返戻金額は、特別勘定の運用実績によって増減します。最低保証はありませんので、一時払保険料よりも少額となる場合があります。
- 解約計算基準日または一部解約計算基準日が特別勘定への繰入日前である場合、解約返戻金額は、解約計算基準日の基本保険金額相当額(一部解約の場合は、減額された基本保険金額相当額)となります。
- 一部解約をした場合、基本保険金額および特別勘定の積立金額は同一の割合で減額され、その割合に応じて死亡給付金や年金原資の最低保証額も減額されます。
- 一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合は、一部解約をお取り扱いできません。
- 「特別勘定からの自動移行」が行われた場合、解約をお取り扱いできません。移行日から年金支払開始日の前日までの間、「移行後の全額払出」をご利用ください。
- 「移行後の全額払出」をご利用する場合、請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けした日における責任準備金をご契約者にお支払いします。ただし、請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けした日は、年金支払開始日前であることを要します。

⑥信用リスクと生命保険契約者保護機構について

(マニライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています)

- 引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構は、会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、保険契約の移転等の円滑な実施のため救済保険会社に対する資金援助を行うことなどにより、保険契約を継続させ、保険契約者の保護を図ることを目的としています。
- 救済会社への保険契約の移転に際しては、責任準備金の削減、契約条件の算定基礎となる基礎率の変更などにより、ご契約時の保険金額、年金額等が削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構の詳細に関する照会は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

【月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時】

ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

⑦この商品は生命保険です

- この商品は、マニライフ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありません。
- この商品は、預金とは異なり、解約時に払い戻される解約返戻金などには最低保証はありません。なお、将来お支払いする年金の原資には、保険契約の型がA型の場合は基本保険金額*相当額の最低保証が、また保険契約の型がB型の場合は基本保険金額の90%相当額の最低保証があります。また、被保険者が死亡されたときにお支払いする死亡給付金には、基本保険金額*相当額の最低保証があります。
- * 保険契約締結時は一時払保険料と同額とします。ただし、保険契約締結後に一部解約をした場合、基本保険金額は一部解約した積立金額に対する割合に応じて減額されます。
- この商品は、預金ではありませんので、預金保険制度の対象外となります。

⑧現在ご契約中の保険契約を解約・減額することを前提に新たな保険契約のお申し込みを行った場合、不利益となる事項があります

- 現在の保険契約を解約・減額するときには、一般的につぎの点についてご契約者にとって不利益となります。
- 多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
 - 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者のご職業などによりお断りする場合があります。
 - 新たにお申し込みの保険契約について、責任開始日から3年以内の自殺による死亡の場合、告知義務違反によってご契約が解除された場合など、死亡給付金をお支払いできないことがあります。

特に現在ご契約中の一時払変額個人年金保険を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申し込みをご検討されている方は、以下の事項をご留意ください。

- 一時払変額個人年金保険の解約返戻金額は、特別勘定の運用実績によって毎日変動します。
- 一時払変額個人年金保険を解約された場合、運用実績によっては解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。
- 一時払変額個人年金保険を解約された場合、解約返戻金をお支払いし、保険契約は消滅しますので、死亡給付金や年金のお支払いはありません。この場合、死亡給付金の最低保証は消滅し、また年金原資や年金支払総額の最低保証機能がついたご契約の場合、年金原資や年金支払総額の最低保証は消滅します。
- 一時払変額個人年金保険を一部解約された場合、一般的に死亡給付金が最低保証される額は減額されます。また、年金原資や年金支払総額の最低保証機能がついたご契約の場合、年金原資や年金支払総額が最低保証される額は減額されます。なお、一部解約された場合、解約せずにご契約を継続された場合に比べて、死亡給付金額や年金額が少なくなります。
- 解約控除のある一時払変額個人年金保険を解約控除の適用期間中に解約した場合、契約日または増額日からの経過年数に応じた解約控除を積立金額(一部解約の場合は一部解約請求額)から控除した金額が解約返戻金額となります。

⑨変額個人年金保険(年金原資保証Ⅳ型)には特別勘定群を設定しています

- 変額個人年金保険(年金原資保証Ⅳ型)では、1または2以上の特別勘定をグループ化した特別勘定群をA型の保険契約とB型の保険契約のために、それぞれ販売窓口ごとに設定しています。
- ご契約者は、お申し込みの際に特別勘定群を指定するものとし、指定された特別勘定群に含まれない特別勘定については、ご契約時の保険料の繰り入れをすることはできません。
- 詳細については、「ご契約のしおり/約款」および「特別勘定のしおり」をご覧ください。
- 当窓口以外の特別勘定群および特別勘定に関するお問い合わせは、マニライフ生命変額年金カスタマーセンターにお申し出ください。

マニライフ生命 変額年金カスタマーセンター TEL 0120-925-008

⑩税務のお取り扱いについて

ご契約時

お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
※個人年金保険料控除の対象とはなりません。また、一時払のため、契約初年度のみの適用となります。

年金支払開始日前

■解約および移行後の全額払出(差益のある場合)

契約後5年以内の解約等の場合	契約後5年超の解約等の場合
20%源泉分離課税	所得税(一時所得) + 住民税

■被保険者死亡の場合

●死亡給付金

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

ご参考:相続税法第12条「保険金の非課税限度額」について

死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金と合算して「500万円×法定相続人数」が非課税扱となります(相続税法第12条)。

法定相続人数には相続を放棄した人も含まれます。

●遺族年金特約を被保険者生存中に付加していた場合

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	被保険者死亡時の課税	遺族年金支払時の課税
本人	本人	配偶者または子	相続税法第24条「年金受給権の評価」での評価額に対して相続税(相続税法第12条「非課税限度額」あり)	所得税(雑所得) + 住民税
本人	配偶者または子	本人	なし	
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	相続税法第24条「年金受給権の評価」での評価額に対して贈与税	

ご参考:相続税法第24条「年金受給権の評価」について

年金受給権のうち、当該権利を取得したときにおいて年金給付事由が発生しているものについては、支払いを受ける年金の種類に応じて評価します。

※遺族年金特約は、期間が確定した年金のみのお取り扱いとなりますので、下表の評価となります。

●確定年金の評価(残存期間の年金の合計額×評価割合)

残存期間	5年以下	5年超10年以下	10年超15年以下	15年超25年以下	25年超35年以下	35年超
評価割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

年金支払期間中

年金でのお支払い	年金の一括支払
所得税(雑所得) + 住民税	所得税(一時所得) + 住民税

※ご契約者と年金受取人が相違する場合、年金支払開始時に年金受給権の評価額が別途贈与税の対象となります。

一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱となります。

50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

一時所得の課税対象額 = {収入 - 必要経費(一時払保険料等) - 特別控除(50万円)} × 1/2

税務上のお取り扱いについては、平成21年4月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。
個別の税務等の詳細については税務署にご確認ください。
また、詳細については「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

⑪戦争その他の変乱等の突発的な異常事態が発生した場合、
手続の延期・停止等をする場合があります

●戦争その他の変乱等の突発的な異常事態によって特別勘定資産の正常な評価ができない期間(取引停止期間)中は、一部のお手続きについて、延期または停止等をする場合があります。

⑫特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針

※特別勘定に関する詳しい内容(特別勘定の種類、運用方針等)については、「契約概要」P7および「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。

⑬死亡給付金などのお支払に関するお手続き等について

- お客様からのご請求に応じて、死亡給付金などのお支払を行う必要がありますので、死亡給付金などの支払事由が生じた場合、すみやかにマニュアル生命変額年金カスタマーセンターにご連絡ください。
- マニュアル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、マニュアル生命変額年金カスタマーセンターに必ずご連絡ください。
- 死亡給付金などの支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の死亡給付金などの支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者が年金受取人となる年金について、年金受取人が年金を請求できないマニュアル生命の定める事情がある場合、指定代理請求人が年金を請求することができます。
- 指定代理請求人を指定される場合は、ご契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人。)が被保険者の同意を得てあらかじめ指定してください(詳しくは「ご契約のしおり/約款」をご覧ください)。
- 指定代理請求人を指定された場合、指定代理請求人に対し、年金支払の代理請求ができる旨をお伝えください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、死亡給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

マニュアル生命 変額年金カスタマーセンター TEL 0120-925-008

⑭各種お手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口

●各種お手続きやご契約に関する相談・苦情につきましては下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

マニュアル生命 変額年金カスタマーセンター TEL 0120-925-008

- 社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(ホームページ; <http://www.seiho.or.jp/>)。また、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたときから原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会(あっせん委員)を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- なお、この商品にかかわる認定投資者保護団体は、社団法人生命保険協会です。
※認定投資者保護団体とは、金融商品取引法および関係法令により定められた商品の取引にかかわる消費者の苦情の解決や、争いのある場合のあっせんを行う民間団体です。